

付 議 第 11 号

高知県教科用図書選定審議会への諮問議案

高知県教科用図書選定審議会に対して、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号）に基づき、別紙のとおり諮問することについて、議決を求める。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）
第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
（15）法令又は条例に基づく附属機関に対して重要な諮問を行うこと。

別紙

高知県教科用図書選定審議会会長 様

令和6年度以降に小学校において使用する教科用図書及び県立特別支援学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書の採択の適正な実施を図るため、市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行う必要があります。

については、その一環として選定に必要な資料の作成について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条及び11条の規定に基づき諮詢します。

令和5年 月 日

高知県教育委員会

参考資料 1

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

昭和三十八年十二月二十一日法律第百八十二号（抜粋）

最終改正：平成三十年六月一日法律第三十九号

第三章 採択

（都道府県の教育委員会の任務）

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書選定審議会）

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

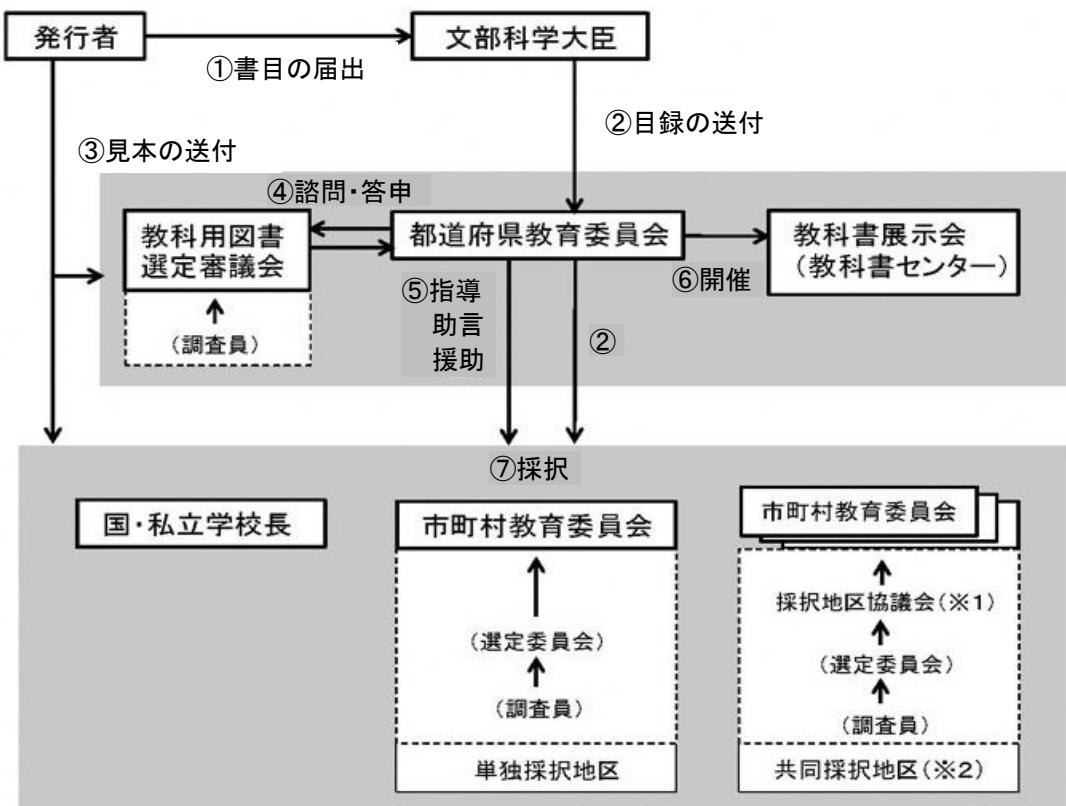
昭和三十九年二月三日政令第十四号（抜粋）

最終改正：平成二八年一一月二四日政令第三五三号

（選定審議会の所掌事務）

第八条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
- 二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項



※1 採択地区協議会は法令上設けなければならないもの。括弧書きの組織等は任意的に設けられるもの。

※2 共同採択地区は、2以上の市町村から構成される採択地区である。

主な根拠法令

・採択の権限

地教行法第21条第6号

発行法第7条第1項

・採択の方法等、採択の時期

地教行法第48条

無償措置法第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条

無償措置法施行令第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条

発行法第4条、第5条、第6条

教科書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書採択の周期

年度（西暦） 学校種別等		30 (2018)	31 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)
教科書	小学校	○ (現行学指)	○ (新学指)				○	
	中学校		○ (現行学指)	○ (新学指)				○
	小学校「特別の教科 道徳」		○					
	中学校「特別の教科 道徳」	○						
	外国語科 (小学校)		○					
一般図書	特別支援学校・特別支援学級	○	○	○	○	○	○	○

<関連法規> 学校教育法附則第九条の規定による一般図書の採択事務について

○学校教育法

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第四十九条 (中学校準用規定)

第六十二条 (高等学校準用規定)

第八十二条 (特別支援学校準用規定)

附則第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

○学校教育法施行規則

第一百三十一条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第百二十六条から第百二十九条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第一百三十一条第二項 前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第一百三十八条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第百七条（第百十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第一百三十九条 前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。